

合意書

杏林大学医学部付属病院と(保険薬局名称)_____は、院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルの運用について、下記の通り合意した。
なお、保険薬局の運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

(1)院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルの運用について

「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる問い合わせ不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第2項に規定する医師の同意がなされたものとし、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考:薬剤師法第 23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(2)運用開始日について

20 年 月 日より開始とする。

(3)合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

(4)合意番号 _____

以上

(施設住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住所 :〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2

名称 :杏林大学医学部付属病院

代表者:病院長

印

20 年 月 日

住所 :

名称 :

代表者:

印